

芦屋町が発注する「プールサイドパーゴラテント」について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月14日

福岡県遠賀郡芦屋町長 貝掛 俊之

1. 概要

- (1) 件名 「プールサイドパーゴラテント」
- (2) 納入場所
福岡県遠賀郡芦屋町1455-284
芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン
- (3) 物品購入概要
「パーゴラテント納入仕様書」のとおりに
- (4) 納入期限
令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定なし

2. 担当課及び問い合わせ先

- (1) 仕様書の内容に関すること
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町役場1階 産業観光課 商工観光係
電話 093-223-3542
- (2) 入札、契約に関すること
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町役場2階 財政課 契約管財係
電話 093-223-3576

3. 入札の参加資格及び条件

申請時において次の条件を満たしていること。なお、入札及び契約締結時も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 芦屋町から、指名停止を受けていない者
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者
- (5) 本社本店、支店、営業所等が福岡県内にある者

- (6) その他仕様書に定める事項を遵守できる者

4. 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加しようとする者は、所定の期日までに入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び入札参加資料（以下、「資料」という。）を提出し、資格及び入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しないとき、又は入札参加資格がないと認められたときは、当該入札に参加することができない。

- (2) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年8月3日までに通知する。

この日までに通知がない場合は、財政課契約管財係まで連絡すること。

- (3) 申請書及び資料の提出

- ① 申請書及び資料は、以下とし、別に定める様式により行うものとする。
- ② 申請書及び資料は持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受付けない。

- (4) 資料の内容

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 商業登記簿謄本の写し
- ③ 国税・県税・市町村税の納税証明書（写し可）※3か月以内に発行したもの

※納税証明書（写し可）について

法人の場合（本社については1・2・3、支店等については本社分と2・3）

- 1. 国税 : 法人税・消費税及び地方消費税に未納・滞納がないことが証明できるもの
- 2. 都道府県税 : 法人税・事業税に未納・滞納がないことが証明できるもの
または、県税に未納・滞納がないことが証明できるもの
- 3. 市町村税 : 法人税に未納・滞納がないことが証明できるもの
または、市町村税に未納・滞納がないことが証明できるもの

個人の場合

- 1. 国税 : 所得税・消費税及び地方消費税に未納・滞納がないことが証明できるもの
- 2. 都道府県税 : 都道府県民税に未納・滞納がないことが証明できるもの
または、県税に未納・滞納がないことが証明できるもの
- 3. 市町村税 : 市町村民税に未納・滞納がないことが証明できるもの
または、市町村税に未納・滞納がないことが証明できるもの

- ④ 誓約書

- (5) 申請書資料の受付等

- ① 受付期間 令和8年7月14日から令和8年7月24日16時まで
(ただし、土日祝日・平日12時から13時までを除く)
- ② 受付場所 芦屋町役場 2階 財政課 契約管財係

- ③ 申請書及び資料の様式等の配布は、令和8年7月14日から令和8年7月24日まで芦屋町のホームページにて行う。
- ④ 申請及び資料に係る費用は、申請者の負担とする。
- ⑤ 町は、提出された申請書及び資料を無断で他の用途に使用しないものとする。
- ⑥ 提出された申請書及び資料は、返却しないものとする。
- ⑦ 申請の際に、入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒を提出すること。
- ⑧ 返信用封筒の表には申請者の郵便番号・住所・氏名を記載し、110円分の切手を貼付しておくこと。

5. 入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札の参加資格がないと認められた者は、町長に対してその理由の説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、令和8年8月5日の9時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く）の間に、書面を提出して行わなければならない。
提出先 芦屋町役場2階財政課 契約管財係
- (3) 書面は持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和8年8月7日の9時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く）の間に、説明を求める者に対して、書面により回答するものとする。

6. 仕様に対する質問

- (1) 業務内容について質問がある場合は、その旨を記載した書面により提出すること。（質問が無い場合は提出不要）
なお、書面は持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受け付けない。
 - ① 受付期間 令和8年8月5日 9時から16時まで。（ただし、12時から13時までは除く）
 - ② 受付場所 芦屋町役場2階 財政課 契約管財係
- (2) 質問の有無は、令和8年8月6日に芦屋町ホームページにて知らせる。
- (3) 質問に対する回答は、質問の受付場所で次のとおり配付に供する。
令和8年8月7日 9時から16時まで。（ただし、12時から13時までは除く）

7. 入札日程

令和8年7月14日 入札の公告
令和8年7月24日 入札参加申請書の提出締切日
令和8年8月3日 入札参加資格審査結果の通知日（予定）
令和8年8月19日 入札期日（午前10時00分（時間厳守））

8. 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月19日 午前10時00分
- (2) 場 所 芦屋町役場4階41会議室
- (3) 入札開始時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。
- (5) 入札保証金は免除する。
- (6) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他町の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (7) 入札時に、芦屋町から指名停止を受けている者は、入札に参加することはできない。
- (8) 入札の指名を辞退する場合は、令和8年8月17日の16時までに、具体的な理由を明記した辞退届（様式は任意様式。宛先は芦屋町長とすること。）を、財政課契約管財係に提出すること。
- (9) 上記以降の入札参加辞退は、これを認めない。
- (10) 入札参加者数及び参加業者名の入札前の事前公表は行わない。入札後、事後公表とする。

9. 入札の方法

- (1) 予定価格内で、最低入札業者に決定する。
- (2) 最低入札額が同額の場合は、地方自治法施行令第167条の9により、くじ引きにより、決定する。
- (3) 1回目の入札額が予定価格に到達しない場合は、3回を限度とするが、場合によっては4回行うこともあるため、入札書は5部用意すること。なお、サイズはA4判とする。
- (4) 再度の入札で、予定価格に達しない場合は、最低入札業者と協議する。
- (5) 最低入札金額発表後、再度入札の場合、発表額以上の入札は失格とし、本件についての再度入札に参加できない。
- (6) 入札書は、消費税・地方消費税抜きで、総額を記入すること。なお、契約は消費税・地方消費税を加算して契約する。
- (7) 入札書には必ず日付を記入すること。
- (8) 代理人による入札の場合は入札前に委任状を提出し、代表者（支店長等）の住所氏名及び代理人の氏名を記入のうえ、代理人の印鑑で入札をすること。
- (9) 入札書提出者の印鑑を必ず持参すること。
- (10) 委任状及び入札書の右上のNo.は、入札当日に当方から指定する番号を記入するため、事前の記入は不要。
- (11) 委任状又は入札書の提出の際の封筒は使用しない。
- (12) 本件は一般競争入札に付するものであるが、「入札（見積）書」の「見積」の訂正は不要とする。

10. 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 契約権者において、定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理人として入札をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (6) 必要な事項を確認できない入札をしたとき。
- (7) 入札時に芦屋町から、指名停止を受けている者が入札したとき。
- (8) 入札書の入札価格を訂正して入札したとき。
- (9) 電送又は郵送等で入札したとき。

1 1. 開札

入札後その場にて、直ちに開札する。

1 2. 談合情報に対する措置

入札前に談合に関する通報があり信憑性がある場合は、「芦屋町談合情報対応事務要領」に基づき、次の措置を行なうものとする。

- (1) 入札日を原則として延期する。
- (2) 入札に参加しようとする者を、くじにより3割を限度として減じたうえで当該入札を執行する。
- (3) 入札の結果、情報どおりの者が落札した場合は契約を締結したうえで、その後の指名において、当初入札に参加しようとした者全員に、3月以内の期間指名を回避する。ただし、落札した業者については、当該落札に係る契約期間及び3月以内の期間指名を回避する。
- (4) 資格審査委員会の審議結果に基づき、公正取引委員会及び警察に通報する。

1 3. 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約金額は、落札金額に取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- (3) 契約保証金は、芦屋町財務規則第72条による。
- (4) この契約は、「芦屋町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年芦屋町条例第20号)の規定により、町議会の議決に付さなければならぬ契約であるため、落札決定後、令和8年8月21日に仮契約を締結し、町議会で可決された日から、土・日曜日・祝日を除く、5日以内に本契約を締結する。
なお、町議会で否決されたときは、本契約を締結しないものとする。
- (5) 町は、上記(4)により、本契約が成立しないことによる補償は行わないものとする。

1 4. 支払の条件

- (1) 前払金 無
- (2) 部分払 無

(3) 完了払 完了引渡後、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

15. 契約不適合責任期間

引渡の日から1年

故意又は重大な過失により生じた場合は民法の定めるところによる。

16. その他

入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。